

児島惟謙

大審院長

一八三七年（天保八年）
一九〇八年（明治四一年）

大津事件で司法権の独立を守り、「護法の神」といわれる



日本を漫遊するロシアのニコライ皇太子。警備の津田巡査は、ロシアが侵略のために偵察に来たと思い込んで斬りつけたものだった

児島惟謙は、天保8年（1837）、宇和島藩の下級武士・金子惟彬の次男として生まれた。勤王倒幕の志士たちと交流を深めて脱藩。戊辰戦争に倒幕軍として従軍し、属していた佐賀の楠田英世が品川県知事になると、惟謙は同県小参事となつた。

明治4年（1871）惟謙は司法省に入り、以後裁判官の道を歩むことになった。権力側に立たない公平な判断を下す裁判官として本領を発揮したのは、山形県で起きた「鶴ヶ岡事件」。元士族による封建的暴政に対し、人権尊重の立場に立った判決を下したことにより名声を得、名古屋裁判長、大阪控訴院長などを歴任して、明治24年（1891）に大審院長（いまの最高裁判所長官）となつた。

同年、日本中を震え上がらせた事件が起きた。ロシアの皇太子が世界歴訪のあと日本に立ち寄り、各地を遊覧していたところ、警護にあたっていた巡査・津田三蔵が斬りつけ、傷を負わせたという「大津事件」である。明治天皇はただちに皇太子を見舞い、政府はロシアへの配慮から津田を死刑にするよう求めたが、惟謙は法解釈が間違っているとして松方正義首相と大激論を戦わし、結果、無期懲役の判決を下して司法権の独立を守り抜いたことから「護法の神」といわれた。



児島惟謙

大審院

国立国会図書館

